

事業計画

国民健康保険制度は、少子高齢化などの社会構造の変化や財政基盤の脆弱性等のため運営は厳しい状況にあるが、国民皆保険を支える中核であり、地域住民の医療の確保と健康の保持増進のため将来にわたり持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このため、国保法が改正され、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととされている。

連合会は、こうした状況を踏まえ、引き続き業務の効率的な運営に努め、新国保制度に関する県と市町村の協議に応じ、新制度が円滑に実施されるよう対応していく。

1 業務の効率的な運営

国保、後期高齢者医療の診療報酬や介護給付費の審査支払をはじめ、障害者総合支援、特定健診・保健指導の費用決済など、保険者からの受託業務について保険者と十分に連携して、確実かつ効率的な運営に努める。

2 保険者支援の推進

保険者が行う共通事務（高額医療費支給、医療費通知、保険者間調整、第三者求償、保健事業等）について、広域的に共同処理することによって効率化を図ることができ、保険者負担の軽減につながる。

このため、保険者からの要請に基づき保険者事務の共同処理事業を積極的に実施し、保険者支援を推進する。

3 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティについては、情勢の変化に応じて、システムの安全管理措置の更新を図り、特定個人情報等の取扱規程の改正を行い、第三者審査機関による認証（ISMS）審査を継続するなど、セキュリティ対策に万全を期す。

4 新国保制度への対応

平成 30 年度からの新制度が円滑に実施されるよう、県と市町村との協議に応じ、県の事業費納付金算定作業を協力支援し、新たに国保情報集約システムの構築をはじめ、業務手順の見直しに伴う規約等の諸規程の改正や関連システムの改修などの準備を的確に進めていく。